

第6期剣淵町総合計画 後期基本計画



第6期剣淵町総合計画の中間年度を迎え、基本計画(施策)の後期分と、実施計画(事業)の見直しを行いました。

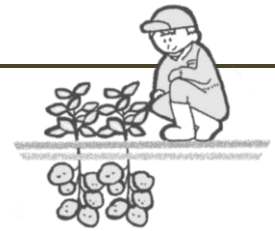
後期(2026～2030年度)5年間で実施する施策をお知らせします。

2021 令和3	2022 令和4	2023 令和5	2024 令和6	2025 令和7	2026 令和8	2027 令和9	2028 令和10	2029 令和11	2030 令和12	(年度)
基本構想 目標年次：2030（令和12）年度を目標										現状のまま
基本計画【施策】 2021（令和3）年度～2030（令和12）年度										
重点施策（総合戦略の内容と同じ。国の総合戦略に合わせて、適宜見直し）										見直しました
					<後期分> 2026～2030年度					
実施計画【事業】 2021（令和3）年度～2025（令和7）年度					2026（令和8）年度～2030（令和12）年度					

第1章 働く場と地域の活力があるまちをつくる

1 農業

- 1 農業経営の改善、安定を促進します。
- 2 安全で持続可能な農業を推進します。
- 3 育てやすく災害に強い農業基盤を維持します。
- 4 継承を促進し、労働力を確保します。
- 5 農地の流動化を推進し、生産性を高めます。
- 6 他の分野と連携した取り組みを進めます。
- 7 「けんぶち産」の付加価値を高めます。



2 林業

- 1 「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源を循環させます。
- 2 木づかい運動や木育を進めます。

3 商工業

- 1 身近な商工業の魅力が高まるようにします。
- 2 地域経済を支える商工業の振興を促進します。
- 3 消費生活に関する困りごとやトラブルを解消します。

4 観光

- 1 観光を進める体制を充実させ、観光に来たいと思う情報を町外に発信します。
- 2 観光資源の魅力を高め、増やします。
- 3 点在する観光スポットをつなげ、滞在を促します。
- 4 イベントや企画で、観光客を呼び込みます。

5 雇用、勤労者福祉

- 1 就労支援、就労環境の安定に努めます。



第2章 こどもを育てやすく学びを楽しめるまちをつくる



1 こども・若者、子育て支援

- 1 こどもの権利の尊重を再認識し、悩みや困りごとの把握に努めます。
- 2 成長するうえで基本となる習慣や意識、知識の普及に努めます。
- 3 こどもが利用しやすく、過ごしやすい環境づくりに努めます。
- 4 多様な体験ができる機会を提供します。
- 5 切れ目のない保健・医療・福祉の提供に努めます。
- 6 貧困、ヤングケアラー、虐待への対策を充実させます。
- 7 こどもの自殺、犯罪、事故等を防止します。
- 8 学童期・思春期のこどもに必要な支援に努めます。
- 9 青年期の若者に必要な支援に努めます。
- 10 こどもの意見を聞き、活動を支援し、地域で見守り応援します。
- 11 子育てをしている世帯への支援に努めます。



2 小中学校教育

- 1 幼児教育から義務教育への円滑な接続に努めます。
- 2 確かな学力、将来につながる知識や能力を育てます。
- 3 持続可能な社会の創り手として必要な知識や能力を育てます。
- 4 豊かで健やかな心身を育てます。
- 5 学びのセーフティネットの構築、多様な学びの保障に努めます。
- 6 災害・事故・犯罪などから身を守る安全教育を推進します。
- 7 学校教育を支える施設・設備を整えます。
- 8 指導体制の充実と働き方改革の推進に努めます。
- 9 地域と学校の連携・協働による教育を推進します。



3 高等学校

- 1 剣淵高校の学びの魅力を高めます。

4 青少年健全育成

- 1 地域ぐるみで青少年を見守り育てます。

5 生涯学習・スポーツ、社会教育

- 1 自己実現や地域づくりにつながる生涯学習を推進します。
- 2 だれもが親しめる生涯スポーツを推進します。
- 3 学びやスポーツに必要な施設や推進体制を維持します。
- 4 学びのニーズを把握し、情報が広く伝わるようにします。
- 5 こどもから大人まで読書活動を推進します。

6 文化財、郷土資料

- 1 郷土愛を高める学びや体験の機会をつくります。



第3章 健康と支え合いを大切にするまちをつくる

1 保健、医療

- 1 健康への関心を高め、健康づくりを支援します。
- 2 病気予防やリスク軽減を進め、重症化を防ぎます。
- 3 幅広い分野・視点から、食育を推進します。
- 4 感染症を予防し、まん延を防止します。
- 5 町立診療所の存続に努め、機能や利便性を高めます。

2 地域福祉

- 1 だれもが、いつまでも住み続けられるまちづくりを進めます。
- 2 あたたかみを実感できるまちづくりを進めます。

- 3 困っている人を見過ごさないまちづくりを進めます。
- 4 ご近所とのつながりで、安心・安全を感じられるまちづくりを進めます。

3 高齢者福祉

- 1 高齢者が自ら行う健康づくりや介護予防を支援します。
- 2 高齢者がいきがいを持って生活できる環境をつくります。
- 3 高齢者が住み慣れた家で生活できるよう支援します。
- 4 高齢者の居住ニーズに沿った、適切な施設利用につなげます。
- 5 認知症になっても安心して生活できる地域をつくります。



4 障がい者(児)福祉

- 1 障がいに対する理解を深め、共に支え合う心を育みます。
- 2 障がい者(児)の日常生活を支え、見守る環境をつくります。
- 3 障がい者(児)が安全で安心して生活できる環境をつくります。
- 4 障がい者(児)が必要な情報を届け、自ら得られる環境をつくります。
- 5 保健・医療の適切な提供に努めます。
- 6 療育・教育の充実と文化やスポーツに親しめる環境をつくります。
- 7 就業や経済的自立を支援します。

第4章 豊かな環境と共生し安全に暮らせるまちをつくる

1 自然保護、環境共生

- 1 自然環境を守りつつ、自然と共生する環境づくりに努めます。
- 2 地球温暖化防止につながる取り組みを進めます。

2 景観、環境美化

- 1 きれいで安全なまちの環境を保ちます。

3 排水処理、し尿処理

- 1 生活排水の適切な維持管理、健全運営に努めます。

4 ごみ処理、リサイクル

- 1 ごみを円滑に収集し、適切に処理します。
- 2 ごみの排出抑制、減量化、資源化に向けた取り組みを進めます。

5 公園

- 1 公園をきれいに保ち、適切に管理します。

6 火葬場、墓地

- 1 火葬場と墓地を適切に管理します。

7 防災

- 1 災害に対する意識と備えを広めるとともに、町主体の防災体制を強化します。
- 2 地域の防災力を高めます。

8 消防、救急

- 1 防火意識と火災時の行動力を高めます。
- 2 消防・救急に迅速かつ適切に対応できる体制を整えます。
- 3 消防団の消防体制を整えます。

9 交通安全

- 1 交通事故を未然に防ぐ意識を高めます。
- 2 交通安全を推進する体制や環境をつくります。

10 防犯

- 1 犯罪を未然に防ぐための意識・環境づくりを進めます。



第5章 使いやすく持続可能な生活基盤があるまちをつくる

1 土地利用

- 1 土地利用を総合的に考え、進めます。
- 2 空き地、空き家の有効活用を促進します。

2 住宅、宅地

- 1 住宅の需要に対応した住宅が増えるようにします。

3 水道

- 1 水道の適切な維持管理、健全運営に努めます。

4 道路

- 1 自転車や歩行者も安全に利用できる国道、道道などの整備を促進します。
- 2 全体の老朽化を把握し、町道や橋の維持管理、長寿命化を進めます。
- 3 道路の除排雪を安全かつ効率的に行います。

5 河川整備

- 1 河川を維持管理します。

6 公共交通

- 1 本町と町外を結ぶ公共交通の維持に努めます。
- 2 町内の地域公共交通の確保、利便性の向上に努めます。

7 情報通信

- 1 情報通信基盤の利便性を町内全域で高め、活用します。



第6章 人の絆と知恵で小さくても元気なまちをつくる

1 町外への情報発信、町外との交流

- 1 剣淵町や町の情報を積極的に発信します。
- 2 町外の人や地域、企業等との交流を深めます。

2 町内の交流、住民活動

- 1 町内各地域の活動を支援します。
- 2 町内で、町民同士の交流やまちづくり活動が活発になるようにします。

3 男女共同参画

- 1 男女がともに、地域や社会で活躍する機会を増やします。

4 広報、広聴、情報共有

- 1 まちづくりに関する意見を聞いたり、意見交換ができる機会をつくれます。
- 2 町やまちづくりの情報を迅速かつ積極的に伝えます。

5 行政運営

- 1 住民サービスや事務処理の向上に努めます。
- 2 多様な行政課題に対応できる運営体制づくりに努めます。
- 3 広域的な枠組みによる行政運営を行います。

6 財政運営

- 1 健全な財政運営を推進します。
- 2 財源の確保に努めます。

